事務所通信　No.350

令和６年１２月１日

社会保険労務士法人

新潟県新発田市新富町１丁目５番９号　*篠田パートナーズ事務所*　☎0254-22-5649㈹

❖改正育児・介護休業法❖

令和７年も様々な法改正が予定されています。今回は２回に渡り改正される育児・介護休業法の主な義務規定についてお知らせ致します。

❶子の看護休暇を子の看護等休暇へ見直し

【対象となる子の範囲の拡大】



旧　小学校就学の始期に達するまで

新　**小学校３年生修了**まで

【取得事由の拡大】

旧　①病気・ケガ　②予防接種・健康診断

新　①病気・ケガ　②予防接種・健康診断

③感染症に伴う学級閉鎖等

④入園（入学）式、卒園式

※③④を新設

【労使協定による除外できる労働者の撤廃】

旧　①週の所定労働日数が２日以下

②継続雇用期間６ヵ月未満

新　①週の所定労働日数が２日以下　**※②を撤廃**

❷所定外労働（残業免除）の適用拡大

【請求可能となる労働者の範囲の拡大】

旧　３歳未満の子を養育する労働者

新　**小学校就学前の子**を養育する労働者

❸介護休業を取得できる労働者の要件緩和



旧　①週の所定労働日数が２日以下

②継続雇用期間６ヵ月未満

新　①週の所定労働日数が２日以下

※②を撤廃

❹介護離職防止のための雇用環境整備の実施

介護休業や介護両立支援制度等の申し出が円滑に行われるようにするため、事業主は①～④いずれかの措置を講じる。

① 介護休業・介護両立支援制度等に関する**研修の実施**

② 介護休業・介護両立支援制度等に関する相談体制の整備**(相談窓口設置)**

③ 自社の労働者の介護休業取得・介護両立支援制度等の利用の**事例の収集・提供**

④ 自社の労働者へ介護休業・介護両立支援制度等の**利用促進に関する方針の周知**

❺介護離職防止のための個別の周知・意向確認等

（1）介護に直面した労働者に対して、介護休業制度等に関する以下事項の周知と介護休業等の利用について意向の確認を個別に行う。

周知事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など) ③介護休業給付金に関すること
個別周知・意向確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

（2）労働者が介護に直面する前の早い段階（40歳等）で、介護休業等の理解と関心を高める為、以下の事項について情報提供を行う。

情報提供期間	①労働者が40歳に達する日(誕生日前日)の属する年度(1年間) ②労働者が40歳に達した日の翌日(誕生日)から1年間　のいずれか
情報提供事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容) ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など) ③介護休業給付金に関すること
情報提供の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか 注:①はオンライン面談も可能

■施行時期：令和７年４月１日（❶ ～ ❺）

❻柔軟な働き方を実現するための措置等

３歳～小学校就学前の子を養育する労働者に対し『始業時刻等の変更』『テレワーク』等の措置を講じ個別の周知と制度利用の意向確認を行う。

❼仕事と育児の両立に関し個別の意向聴取・配慮

労働者本人または配偶者の妊娠・出産を申し出た時点と３歳までの適切な時期に仕事と育児の両立に関する事項について個別の意向確認を行う。

■施行時期：令和７年10月１日（❻ ・ ❼）

［ 今月号の記事担当 ： P1.2/武田奈津子 ＊ P3.4/篠田昇 ］

新しい給付金が創設されます



1.出生後休業支援給付 【令和７年４月１日施行】

従来の育児休業給付金、出生時育児休業給付金に対し更に給付を上乗せすることで手取りの減少を抑え、両親ともに育児休業の取得を促進する目的で新たに創設されました。



■支給要件

①育児休業等を開始した日前の２年間において、雇用保険のみなし被保険者期間が通算12ヵ月以上であること

②子の出生直後の一定期間以内（**男性は子の出生後８週間以内、女性は産後休業後８週間以内**）に育児休業等を取得すること

③被保険者とその配偶者の**両方が14日以上**の育児休業等を取得すること



■支給日数と給付率

育児休業給付金、または出生時育児休業給付金の支給対象となる休業期間のうち**最大28日間**、休業開始前賃金の**13%相当額**を給付。

▲育児休業等給付金とあわせて給付率80%（手取りで10割相当）となります。

▲配偶者が専業主婦（夫）の場合やひとり親家庭の場合には③の要件のうち配偶者の育児休業等の取得は求められません。

2.育児時短就業給付 【令和７年４月１日施行】

育児のために短時間勤務を行う労働者の減給を補う目的で新たに創設されました。

▲被保険者が２歳未満の子を養育するために、時短勤務中に支払われた賃金額の10%が支給されます。

▲給付率は最大で時短勤務中に支払われた賃金額の10%とし、時短勤務の賃金と給付額の合計が時短勤務前の賃金を超えないよう給付率が調整されます。



お知らせ



●賞与の社会保険料率

冬季賞与支給の際は、下記の料率で社会保険料を控除して下さい。

被保険者負担分（新潟県）	
・健康保険料率	・・・4.675%
・介護保険料率	・・・ 0.8%
・厚生年金保険料率	・・・ 9.15%

※賞与額の1,000円未満を切り捨てた額に上記保険料率を乗じてください。

※賞与支給月の途中で退社した場合（月末退社を除く）は、社会保険料が掛かりません。

※賞与支給月に産休や育休に入り、社会保険料免除が受けられる場合も社会保険料は掛かりません。

●弊所の年末年始休業のお知らせ

誠に勝手ながら、１２月２８日（土）から１月５日（日）まで休業とさせていただきます。手続き等のご連絡はお早めにお願いします。

●来年に向けて

早いもので令和６年も終わりを迎えようとしています。業種を問わず長期的な人手不足、雇用後の定着率の問題、人材育成、各種ハラスメントなど今年も様々なご相談を頂きました。お伝えしたように育児・介護休業取得者の範囲拡大や給付の創設、仕事と家庭生活の両立を支援する施策、他にも様々な法改正が行われます。今後も有益な情報をお伝えするとともに、皆様からのお問い合わせもお待ちしております。

✦労使トラブル予防、解決コンサルティング
✦就業規則改定のご相談
✦設備投資、新規雇用、昇給等による助成金申請
✦各種ハラスメントセミナー研修
✦賃金制度構築　など

来年もどうぞ宜しくお願い致します。



☆下記の本にご興味のある方は、是非、本屋さんへ！！

■ 拾い読みの読書

百歳まで歩き続ける人の習慣
脚力と血管力を強くする

著　者／ 伊賀瀬道也
出版社／ ＰＨＰ新書　　1,200 円＋税

Ｐ26　歩行できるための条件・・バランス機能／「開眼片足立ち測定」壁から50cm程度離れた位置で壁に向かって素足で立ち、両目を開けたまま両手を楽に下げ、左右どちらかの足を前方５cm程度上げる。床につけている『支持足』がずれるか、支持足以外の体の一部が床や壁に触れるまでの時間を最大１分まで測り、記録・・１分間しっかり立つことができれば、バランス機能は良好。

Ｐ66　年をとったら肉を食べよう・・朝食はしっかりタンパク質をとる／加齢とともに筋肉が減少する（サルコペニア）になると、転倒しやすくなったり、その際骨折しやすくなったり、認知機能の低下が起こったりする・・予防には、骨格筋の維持が必要・・年をとったら肉を食べよう・・朝食をとらない人は体重が増え、筋肉量が低下する

Ｐ84　脚力を強くするトレーニング　【初級編】
①両足の踵をゆっくり上げて、頭が天井から引っ張られるイメージでつま先立ちする　②踵に体重をかけて、ゆっくり下す　③概ね１分間繰り返す（痛みのない範囲で）　**【中級編】**①両足を揃えて立つ　②片足５cm程浮かせて、１分間キープ　③次に逆足で行う。１日３回（左右計６回）

【上級編】① 両手の力を抜いて、背筋をまっすぐに伸ばして立つ　②目線はまっすぐ前　③踵が床から少し離れる程度に跳ぶ　③呼吸は自然に、着地は膝を軽く曲げる。・・**≪跳び方は３つ≫**
①その場でまっすぐ跳び、同じ場所に着地　②両手を絡めるようにして上げ、天上に向かって一直線に跳ぶ　③右側に蹴りだしながらジャンプした右足をもとの位置に戻し、すぐに左足を左側に蹴りだしながら跳ぶ

■ 拾い読みの読書　Ⅱ

もし僕がいま２５歳なら、
こんな５０のやりたいことがある。

著　者／ 松浦弥太郎
出版社／ 講談社＋α文庫　　700円＋税

Ｐ21　何ごとも続けていくことが大事で、継続するかしないかで、ほかの人と大差が出ます。しかし勘違いしがちなのですが、ただ繰り返しているのではダメなのです。・・創意工夫をしながら仕事を継続することが“小さな成功の積み重ね”です。前より早くできた！　きれいにできた！それが小さな質をともなった成功なのです。

Ｐ135　特に20代、それも会社に入ってまもない25歳くらいには、自己投資の意味からも、沢山の読書をすべきです。

Ｐ143　若手の社員は年に２～３回は風邪をひいて休みます。・・・でも、ちょっと厳しい言い方をしますが、大人のくせに風邪をひくなんて無責任ではないか、どういう生活をしているのか、と僕は思うのです。

Ｐ207　若いころは、基本を飛ばしてしまう場合がよくあります。・・・まずは基本に忠実にやってみることだと思うのです。

■ 画像通信（イタリア紀行）

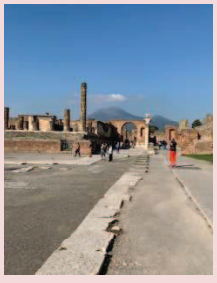
フィレンツェの家並み ↓



ピサの夕暮れ ↓



ヴェスヴィオ火山とポンペイ →



事務所 e-mail ： sinoda2@niks.or.jp　　相談役 e-mail ： srsinoda@niks.or.jp

最近の出来事から (350号)

■ ＤＮＡ (R6.10.30)

▲25年前に建てた陶工房の猫の額のような庭で様々な収穫を楽しんでいる。片隅に一株植えた蕗が増えて雪解けとともに蕗の薹が顔を出し、何処からか飛んで来たアスパラの種が今は半畳程を占有するまでになり、初夏に「太っパラ」も取れる。

▲果樹では、プラム、リンゴ、梅、サクランボ、ビワ、葡萄を植えたが、今は、ビワ、葡萄、梅が細々と生き残り、山から採って来たアケビの種をまき散らして蔓が伸び、今年も実を１個付けた。また、昨年の春先に隣家から頂いたオリーブの木には12個の実が収穫を待っている。

▲収穫の面白さに、数年前から畳１枚程を耕して絹さや、ズッキーニ、シシトウ、ピーマンなどを植えて来たが、今春に畳３枚に広げてジャガイモ４個、絹さや６本、甘唐辛子２本、オクラ、ミニトマト、ズッキーニ各１本を春の連休頃に植え、蚊に刺されながらも収穫を楽しんだ。その後、ジャガイモとズッキーニの場所に、二十日大根とブロッコリーを育て、毎日成長を見守っている。

▲とは言え素人の悲しさ、植え付けが早すぎて霜にやられたり、連作障害や肥料不足で成長が止まったり、脇芽を欠くのを怠って伸び放題となったり、葉を虫に食われたりと悪戦苦闘である。

▲それでも、種が芽を出し双葉が開き、枝を伸ばして葉が茂り、蕾が膨らみ、花が咲き、実を結ぶいのちの営みを見るのも楽しく、ましてや、収穫の喜び、それを味わう満足感はこの上ない。

▲そんな志向は、祖先が農耕民族で、そのDNAの成せる技ではと妄想し、ならば野菜高騰、食糧危機にも十分対応出来る筈と面白がっている。

■ イタリア紀行 (R6.11.13)



▲10月31日夜、成田からドバイ経由でミラノに向かった。途中、ウクライナを望む黒海上空を飛行するフライトマップが映し出され、人々の苦難に思いを馳せ、わが身の幸運を思った。

▲２日目はミラノ。ゴシック様式の大聖堂、有名ブランド店が集まるガレリア（アーケード）ではカンパリソーダ発祥のカフェで一杯。

▲３日目は霧のベネチア。名物のゴンドラで水路を遊覧。昼食のイカ墨パスタに舌鼓。

▲４日目はフィレンツェ～ピサ。メディチ家歴代の美術コレクションを収蔵するウフィツィ美術館の「ビーナス誕生」「春」に中学校の教科書の記憶が蘇った。街外れの高台にあるミケランジェロ広場から大聖堂の円頂塔や赤瓦の家並みの絶景を一望。ピサでは４度傾く斜塔の階段を296段登って夕日を眺めた後、レストランで白ワイン。

▲５日目はローマ。トレビの泉、スペイン広場、バチカン博物館、サンピエトロ寺院。カンツォーネディナーは凡人には煩(うるさ)いだけだった。

▲６日目はポンペイの遺跡巡り～320km走って、イタリア南部のアルベロベッロへ。世界遺産の伝統的な石灰岩を積み上げた三角屋根のトゥルッリが立ち並ぶ夜の街を散策。西の空には木星が輝いていた。翌７日目の朝、再び散策後、70km離れたマテーラの世界遺産・洞窟住居群の一角で昼食。

▲８日目ナポリ～「青の洞窟」のカプリ島往復。その後、ナポリ歴史地区、アマルフィ観光。

▲９日目はローマからドバイ経由で帰国の途へ。途中、イスラエル上空を右に回避し、報道に見る戦火の惨状を思い起こすも、機中、呑気に過ごして10日目の夕刻、成田に無事帰還した。